

平成26年第3回竹原市議会定例会会議録

平成26年9月10日開議

(平成26年9月10日)

議席順	氏 名	出 欠
1	山 元 経 穂	出 席
2	高 重 洋 介	出 席
3	堀 越 賢 二	出 席
4	川 本 円	出 席
5	井 上 美 津 子	出 席
6	山 村 道 信	出 席
7	大 川 弘 雄	出 席
8	道 法 知 江	出 席
9	宮 原 忠 行	出 席
10	片 山 和 昭	出 席
11	北 元 豊	出 席
12	稲 田 雅 士	出 席
13	松 本 進	出 席
14	脇 本 茂 紀	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西 口 広 崇

議会事務局次長 住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	中 川 隆 二	出 席
総 務 課 長	塚 原 一 俊	出 席
情 報 化 推 進 室 長	塚 原 一 俊	出 席
企 画 政 策 課 長	福 田 吉 晴	出 席
財 政 課 長	沖 本 太	出 席
税 務 課 長	向 井 聡 司	出 席
会 計 管 理 者	前 本 憲 男	出 席
会 計 課 長	前 本 憲 男	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	広 近 隆 幸	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	広 近 隆 幸	出 席
市 民 生 活 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ くり 推 進 課 長	國 川 昭 治	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	堀 信 正 純	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	博 庄 八 郎	出 席
福 祉 課 長	平 田 康 宏	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	細 羽 則 生	出 席
産 業 振 興 課 長	桶 本 哲 也	出 席
商 工 観 光 室 長	向 井 直 毅	—
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
上 下 水 道 課 長	沖 谷 秀 一	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	九 十 九 邦 守	出 席
公 営 企 業 部 長	宮 地 憲 二	出 席

付議事件は下記のとおりである

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

副議長（道法知江君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位4番、川本円議員の登壇を許します。

4番（川本 円君） 皆さん、おはようございます。

ただいま登壇許可を頂きました創政会川本円でございます。

それでは、平成26年度一般質問させていただきます。

この度は、大きく2点ほどさせて頂きたいと思っております。

まず1点目でございますが、学校環境の充実した整備についてお伺いします。

教育委員会におかれましては、現在に至るまで小中一貫校体制の整備やいじめ問題を初めとする学校内の様々問題に取り組み、また「確かな学力の向上」や「信頼される学校の推進」に御尽力頂いており、本当に感謝を申し上げます。

そこで、今回は学校を取り巻く環境づくりについて質問させていただきます。

9月に入りまして、学校も新学期を迎え、また学校に賑やかな子どもの声が響き、うれしく感じられますが、まだまだ残暑厳しい日が続いております。ここ数年を見ても、7月から9月までの平均気温は過去に例を見ないほど高く、また不安定なものとなっております。

そのような中で、子どもたちは外気温よりはるかに高い教室内で勉学に励んでいる状況であります。基本的には夏休みがありますので、7月と9月限定の話になると思いますが、子どもが集中して勉強できる環境とはほど遠いと感じられ、また保護者の方からも、もっとよい環境で学ばせたいという声をお聞きすることがございます。

そこで、お伺いをいたします。

今現在、本市においても普通教室等のエアコンの普及率はいかほどでしょうか。

また、今後エアコンを普及させていく予定等のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、学校施設内で特に屋外にあるトイレについて質問させていただきます。以前の議会議事録を見させていただきますと、同僚議員より学校内のトイレの洋式化推進のお話があり、その答弁の中で、「今後においても耐震補強工事等、改修の際などを活用した計画的、効率的な洋式トイレの解消を行います」とありました。

今現在も、小中一貫校の整備を含め、順次トイレの洋式化に移行していると思われませんが、このたびは屋外にあるトイレについてお伺いします。

当然ではありますが、どの学校にも必ず屋外トイレは設置していると思いますが、中には学校設立時当時のままのトイレが存在しており、30年以上も経過しており、老朽化や衛生面でも問題があると考えられます。

また、週末には学校の運動場を利用されるスポーツクラブや地域の方々が屋外のトイレを使用することとなります。しかしながら、先ほども言いました学校によっては老朽化が目立ち、また水洗化がなされてなく、小さな子どもが使用するには危険であるとし、使用禁止となっているトイレも実在します。

そういったことを踏まえても、今後屋外トイレの整備を充実したものにすることが必要だと私は思います。特に災害発生時、避難場所に公民館や学校が指定されており、市民の皆さんも屋外トイレを使用する可能性も高く、公的要素から考えても水洗化、洋式化をできるだけ早く整備する必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。教育長の答弁を求めたいと思います。

2番目に、教職員の負担についてであります。

教職員の時間的負担について質問いたします。

6月の中国新聞に連載されていた記事の中で、「生徒との時間が足りぬ」、「授業増や部活、現場が悲鳴」という見出しがありました。内容としましては、広島県教組が昨年6月、県内の小・中学校の教職員1,329人に実施した調査で、時間外勤務は月平均60時間に上がったとされ、民間の時間外勤務月平均10.7時間、残業が多いとされる製造業をとっても月平均16.5時間をはるかに多い勤務が浮き彫りとされました。世界的に見ても突出した労働時間であることが明らかになった日本の教職員、脱ゆとり教育で授業数が増えた上に部活動や事務処理や生徒指導に追われ、現場からは子どもと向き合う時間が足りない悲鳴が聞こえるとありました。

私も、以前にPTAの役員時代によく教職員より勤務時間や過度の事務仕事の話をお伺いすることがありました。その話の中で、残業が多いといっても、その時間の大半が子どもの指導に充てられているのならば何の問題もないが、やはり学校長や教育委員会に対する報告書の作成やその他の雑務があり、とても子どもと向き合う時間がとれないとのことでした。

これに対して、文部科学省も腰を上げ、学校長や教委団体などの委員から成る学校現場

の負担軽減プロジェクトチームを設置し、各種調査や報告書など行政事務に関わる教職員の負担削減に取り組んでいるところであります。

本市においても、この現状を把握しているとは思いますが、今現在竹原独自で行っている対応策はございますか。また、竹原市が目指す「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた子どもを育てるためにも、今後教職員の処遇の改善が必要不可欠と思われませんが、どのようにお考えでしょうか。教育長の答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

副議長（道法知江君） 順次答弁願います。

教育長。

教育長（竹下昌憲君） 川本議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の御質問についてであります。本市の小・中学校における各教室のエアコンの設置状況は、全14校の普通教室、特別支援教室では1教室のみエアコンを設置しており、未設置の教室につきましては扇風機を各教室2台ずつ設置し、暑さ対策を行っております。

特別教室につきましては、図書室は小学校1校、パソコン教室は小学校3校及び中学校4校に設置しており、保健室につきましては体調の悪い児童・生徒が快適な環境で休息する必要があるため、全小・中学校にエアコンを設置しております。

昨年の地球温暖化等による平均気温の上昇を踏まえ、教育委員会では全校において子どもたちの健康状態を重点的に観察するとともに、十分な水分補給を奨励するなど、熱中症予防に関する注意喚起を行い、学校によってはエアコンを設置しているパソコン教室等を有効活用するなどの対応をとっております。

今後につきましては、教室の室温などを考慮し、暑さ対策も踏まえた環境整備を検討してまいりたいと考えております。

また、屋外トイレの設置状況についてであります。屋外トイレは学校の体育の授業時やグラウンドでの校庭開放授業の際に使用することを目的としておりますが、現在市内小・中学校14校中校庭開放授業を行っている11校に設置しております。その内訳としましては、水洗式が5校、くみ取り式が6校となっております。

学校施設は、昭和40年代から50年代にかけて建設されたものが多く、屋外トイレだけでなく校舎、体育館等についても老朽、損傷箇所が多く発生し、学校からの修繕要望も多く寄せられております。そのため、限られた予算の中でより使用頻度が高く、より優先

度の高い校舎，体育館等の修繕に注力しているのが現状であります。

しかしながら，学校施設は災害時には避難場所となり，避難者による屋外トイレの使用も想定されることから，衛生的な屋外トイレの整備は必要であると考えております。今後は，各校の屋外トイレの劣化状況や校庭開放授業等での使用頻度の把握に努め，また他の大規模改修事業との優先順位を検討する中で，屋外トイレの整備を検討してまいりたいと考えております。

次に，２点目の御質問についてであります。教職員の勤務時間の管理につきましては，校長に対して指導し，適切な管理が行われるよう努めております。本市では，県が実施している入退校記録によって教職員の在校時間を把握しておりますが，これは教職員が学校に入校した時間から退校した時刻までの時間を単純にカウントしたものであり，平成２６年７月の記録では，一般教職員で１日平均２時間２０分程度長く在校している状況があります。この数値は在校時間であり，そのまま時間外勤務時間になるものではありませんが，改善に向けて取り組んでおります。

また，県教育委員会の方針としましては，教職員の勤務時間の適正化に向け改善を図るため，平成２４年度半ばから業務改善を全面に押し出し，取り組みを始めております。この業務改善とは，効率的な校務運営と教職員の負担軽減を図る中で，教員が児童・生徒と向き合う時間を確保し，教育の質を維持，向上と教職員の適正な健康管理を図っていく取り組みとなっております。

教育委員会としましては，業務の精選としてＩＣＴ教育の推進，作成書類の簡略化，教育研究会の担当の割り振りの工夫，業務改善に向けた研修会の開催等の取り組みを進めております。

また，各校においては，文書，教材のデータ化，共有化，備品等の場所の明確化など，整理整頓に努めております。

今後とも，業務改善の取り組みを推進し，児童・生徒と向き合う時間の確保に努め，教育活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上，答弁を終わります。

副議長（道法知江君）　４番，川本議員。

４番（川本　円君）　御答弁，ありがとうございます。

それでは，再質問をさせて頂きたいと思っております。

まず，エアコンについてでございますが，先ほど設置状況を聞きますと，全１４校の普

通教室，特別支援教室で1教室，図書室は1校，パソコン教室は小・中合わせて7校ということですが，この数値が決して僕は多いとは思えません。といいますのは，ちなみに全国の公立小・中学校の普通教室等のエアコンの普及率をちょっと調べてみたんですが，4年前，今から4年前は大体15%強であったと，現在は32.8%がエアコンがほぼ普及しているというふうな数値が出ております。

ちなみに，広島県でいいますと21.2%というパーセンテージ，普及率の一番高い京都で68.1%となっているそうです。

近隣の東広島市もちょっと聞いたところ，残念ながら東広島市も普通教室等の普及はほとんどなされていないと，パーセンテージで言いましたら1桁台であろうというふうにお伺いしております。

教育委員会も，この数字から見て，本市がちょっと全国的にも広島県レベル的にも遅れをとっているのではないかという認識がまずおありかどうかということをお聞きしたいとともに，先ほどの中でエアコンの必要性についてもうちょっと具体的に答弁頂けたらと思うんですが，よろしく願いいたします。

副議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） エアコン設置の件でございますけども，文部科学省が実施をいたしました公立学校施設の空調設備の設置状況調査によりますと，平成26年4月1日現在で公立小学校での設置率は全国平均になりますけども，普通教室が先ほど言われました32.8%，特別教室が27.3%，合計で29.9%となっております。

また，県内でいいますと，県内での設置状況でございますが，普通教室が21.2%，特別教室が18.6%，計19.7%となっております。

本市の設置状況についてでございますが，先ほど教育長が答弁したとおりでございますけども，特別支援教室を含めた普通教室で1教室，図書室が1教室，パソコン教室が小学校，中学校合わせまして7教室，合計2.4%という状況になっております。全国平均，県内平均と比べて低い設置状況であるというふうには認識をしております。

また，エアコン設置の必要性についてでございますけども，学校というのは夏休みがあるということもございまして，教室での設置が進んでおりませんが，現在扇風機の方で暑さ対策を行っているといった状況ですけども，昨今の気温の上昇等により全国的に教室のエアコン設置が進みつつあるという状況を見ますと，エアコン設置について調査研究していかなければならないというふうにご考えております。

以上でございます。

副議長（道法知江君） 4番，川本議員。

4番（川本 円君） ありがとうございます。必要性は十分にわかっているというふうに解釈をいたしました。

私も、今ある小・中学校全ての教室にエアコンを設置ということになると、当然ながら時間もかかりますし、費用の方も膨大になるということはよくわかっておるつもりでございます。

そこで、一つ提案と申しますか、一つお願いしたいことがございまして、せめて1教室に多数の人数を収容する可能性の高い図書館やパソコン教室には全ての学校についてエアコン設置、早い段階でできないのかということをお願いしたいと思いますといいますが、これは学校によって違いますけども、冒頭の質問の中で7月、9月限定のお話と申し上げましたが、夏休み中もお盆休みを除いたほとんどを登校している学校も実際ある訳ですね。言いますのは、午前中に教室で夏休みの課題、いわゆる宿題をやったり、当然3年生については受験に向けての取り組みを勉強しておると、午後から今度は部活に入るとい学校がございまして。非常に保護者側から見てもありがたい話で、学力、体力ともにしっかりつけて、夏休み中にしっかりつけて頂けるという面でいえば非常にありがたい話なんですけども、昨年その様子がちょっと気になりまして、その学校に出向きまして授業風景をちょっと見させて頂いたんですが、行ったときにたまたまその日が風が吹いとらんで、また暑い日でございます、先生も生徒も首にタオルを巻いて、机の上には水筒をペットボトルを置きながら勉強しとった訳ですね。

その姿を見ると、もうちょっと少しいい環境でやらせてやりたいなというふうに感じた訳ですね、そのときに。せっかくの夏休みにも関わらず、登校して勉強している生徒もそうですけど、やっぱり先生方の方も少しでも汗を気にせず勉強できる環境をと強く感じた訳ですね。

そこで、話戻しますけども、学校にある図書館やパソコン教室を活用し、今現在もあるところでは、エアコンは設置しとるところはそこを活用しとるという話なんですけど、今現在図書室やパソコン教室にエアコンが設置されていない学校についてでございますが、せめてそこに早期に設置して頂いて、暑さ対策を少しでも解消できるのではないかと私は思う訳でございますが、どのようにお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

副議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 図書室やパソコン教室へのエアコンの設置ということでございますけども、現在先ほども申し上げましたけども、図書室、パソコン教室にエアコンを設置している学校が7校ございますけども、その図書室、パソコン教室を有効活用して、暑さ対策を行っている学校もございます。

また、教室等へのエアコンの設置ということになれば、多額の経費がかかるということがございますので、先ほどの議員からの御提言も踏まえて、どのような暑さ対策の環境整備を行っていくか、検討してまいりたいというふうに思っております。

副議長（道法知江君） 4番，川本議員。

4番（川本 円君） お願いいたします。できるだけ早い段階で取り組んで頂けたら助かります。お願いいたします。

次に、屋外トイレについて再質問させていただきます。

先ほどの御答弁の中で、学校開放授業を行っておる11校ですかね、設置しているトイレ、水洗式が5校、くみ取り式が6校ですか、ありました。その内訳と申しますか、そのトイレの便器がございますが、その中で使用可能な便器は何器ぐらい、またちょっと何らかの原因で使用禁止となっておる便器というのは何器ぐらいありますか、ちょっと教えて頂けますか。

副議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 屋外トイレの状況でございますけども、現在11校に屋外トイレを設置しておりますけども、便器の数としては男子用の大と小、女子用、あと多目的トイレ、合計で83器ございます。このうち使用不可のものが小学校で1校、便器の数でいうと6器となっております。

この学校については、2学期になってトイレ周辺の溝からの蚊が多いということで、児童の使用を禁止しておるといったような状況でございます。

中学校でございますけども1校ございまして、手洗いの水が漏れるということで使用できない便器が1器あるといったような状況です。こういった軽微な修繕については、学校配分の予算の中で対応しているといったような状況でございます。

以上です。

副議長（道法知江君） 4番，川本議員。

4番（川本 円君） ありがとうございます。

本来、トイレの機能を果たしてないところが一部あるということでございますので、で

きるだけ早急にこれは対応して頂きたいと思います。

また、先ほどの答弁の中でありました他の大規模改修事業との優先順位を検討する中で、屋外トイレの整備を検討とありましたが、ということになりますと、逆に大規模改修が行われる予定のない学校というのがありますね、については今後屋外トイレの整備はしないというふうに聞こえたんですが、そのことについてはどういうふうにお考えでしょうか。

また、今ちょうど行われております忠海小中一貫校において、新たな建物が建つとは思いますが、そのときにこの屋外トイレについてどのような整備を予定されているのか、あわせてちょっとお聞きしたいと思います。お願いします。

副議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 屋外トイレの整備のことです。

屋外トイレ、特にくみ取り式のトイレにつきましては、以前から老朽化、また衛生的ではない、においなどの問題から改修の要望がございます。改修となると、浄化槽設置など多額の費用がかかるということから、なかなか改修が進んでないというのが現状でございます。

屋外トイレの整備につきましては、現在重点的に進めている学校施設の耐震化、または小中一貫校の施設整備等がございます。また、屋根防水等の大規模改修事業との優先順位を検討する中で屋外トイレの整備をやっていきたいということでありまして、大規模改修がない学校の屋外トイレを改修しないということではございませんので、よろしく申し上げます。

済みません、忠海小中一貫校の屋外トイレの件でございますけども、現在の忠海中学校の屋外トイレは平成22年度に老朽化または使用頻度が少ないということで撤去をしております、現在はございません。このたび小中一貫校の施設整備に当たり、設置の要望もございまして、グラウンドにある武道場のトイレを屋外からも使用できるように改修することとしております。

また、昨年度になりますけども、竹原小学校についてはPTAなどから改修の要望がございました。昨年度、体育館の建て替え工事を行った際に、体育館のトイレを外からも使用できるようにしております。

以上でございます。

副議長（道法知江君） 4番、川本議員。

4番（川本 円君） ありがとうございます。

順次改修時にトイレもどんどん整備されていくことを期待するんですけども、私も吉名出身なんで、吉名の小学校の話になるんですけど、いまだにプレハブでくみ取り式で存在しております。最初の質問の中にありました、今はそうじゃないですけど、一時期子どもが落ちたら危ないということで、ほとんどの大便器のトイレの方が使用禁止になった時期がございました。今はそうでないというお話でございますが、そういったことも考えて、やはりできるだけ早い段階で何かしてやらんと、今一般家庭でもくみ取り式というのはほとんど見られんですよね、実際問題。水洗化がなされていて、やっぱり子どもも使うのに抵抗あるし、我々大人もちょっとということがございます。中には、トイレに行きたいんだけど、どうもあそこトイレ怖いからということで我慢したり、中には自分の家まで自転車で帰ってトイレを済ませてくるというのはちょくちょく見かけたことがございます。

すぐすぐというお話ではないんでしょうけども、これを機にできるだけ前向きに考えて頂けるようによろしくお願い申し上げます。

最後に、教職員の負担について再質問させていただきます。

御答弁の中で、一般職員は1日平均2時間20分ほどの在校時間で、時間外勤務に全てなるものではないというふうにありました。ただ、ここで私が問題としたいのは、言いたいのは、時間外勤務の長さを言っておる訳ではなくて、子どもと向き合う時間は十分に確保されているんですかということをお願いしたかった訳です。

質問の中でも言いましたが、現場の先生の声はやはり子どもと接する時間が時間外になるうとそれは問題ではないとおっしゃっております。まだまだ書類等に振り回されている時間が長いということでございます。

また、今問題とされているいじめ問題においても、早期発見、早期対応と言われている中で、子どもと向き合う時間が削られているのではないかという懸念がございます。

そこで、いま一度お聞きしたいんですが、市が教育委員会が今後取り組んでいる負担軽減が現場の教職員に実感できるためには、どのようにしていけばいいのかというものをお聞きしたいと思います。

また、先ほど言いましたいじめ問題と子どもと接する時間との因果関係をどのように捉えてらっしゃいますか。それをお伺いしたいと思います。お願いいたします。

副議長（道法知江君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（九十九邦守君） 教職員の負担についての御質問でございます。

まず、市が今後どのように取り組んでいけば教職員が負担軽減ということについて実感ができるのかという御質問についてでございます。

小学校と中学校におきましては、部活動、生徒指導あるいは教材研究等で校種による違いはございますが、勤務時間内で授業以外に様々な業務に教職員が携わらなければならないので、児童・生徒と授業以外の時間で個別に関わる時間の確保を苦慮している状況がございます。

そのために、学校においては業務改善を通して児童・生徒と関わる時間の確保に努めております。

具体的には、各学校においてはICT機器の導入により教材を電子化し、職員間で共有することにより教材研究あるいは教材づくりに係る業務改善につながっております。また、作成文書、報告文書においても電子化、共有化することにより文書作成の効率化が図られております。

また、教育委員会におきましては、調査内容の精選あるいは類似した調査の統合、削減、電子メール等を用いての書類提出方法の簡便化等を取り組み、現場の教職員の負担軽減につながる取り組みを進めているところでございます。

現場の教職員にとって負担軽減を実感できるよう、今後も業務改善の取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、子どもに向き合う時間が削られているということといじめ問題との因果関係についてでございます。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであるといった認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめ問題の未然防止を図るとともにいじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切であるというふうに考えております。

子どもに向き合う時間が少なくなれば、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、このことに支障を来し、子どもに向き合う時間が増えればいじめの早期発見の機会が増えるというふうに捉えております。いじめ防止に関しては、まずはいじめを許さない学級集団づくりが重要であり、集団づくりは日々の授業での児童・生徒への指導が最も重要で効果的な場面であるというふうに考えております。

そのためには、教職員は日々の授業の中で適切かつ効果的な指導をするために、教材研

究や教材づくりに励んでいるところでございます。

しかしながら、日々の授業につけ加え、個々の児童・生徒への関わりも個別指導や個々の状況について実態把握をするためには大切なことであり、子どもに向き合う時間を確保することは児童・生徒への効果的な指導の面でも大切なことであるというふうに捉えております。

小学校であれば、授業時間以外に大休憩、昼休憩、そして放課後の時間の確保、中学校であれば昼休憩、それから部活動の時間確保が該当いたしますが、教職員の事務量を業務改善等で軽減するとともに、会議等の回数を極力減らし、児童・生徒と関わる時間を確保できるよう各校では取り組みを進めております。

具体的には、業務の責任を明確化することにより、組織的な体制で学校運営を行うとともに、教職員間での伝達事項、共通認識する事項についての周知方法を工夫するなど、教職員ができるだけ会議等で物理的に拘束されないようにしているところでございます。

教職員が担当している様々な職務とのバランスを図りながら、今後とも業務改善を進め、児童・生徒と関わる時間の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（道法知江君） 4番、川本議員。

4番（川本 円君） ありがとうございます。

今のお話の中で、ICTの教育や教材のデータ化、共有化というお話がございまして、今後教職員の負担が少なくなって、実際少なくなってきておるというお話でございます。ですから、現場の声はまだそこまで実感が湧いていないというのが現状でございます。

そこで、先ほど言いました文科省が立ち上げた学校現場の負担軽減プロジェクトチーム、これ学校校長会や教委団体から構成されておるとのことなんですが、せっかくこういうふうな大きな組織を持って全体的に軽減していこうではないかというふうな取り組みにやっとなるにも関わらず、先ほど言いましたように現場がちょっとまだ実感わかないんじゃないというお話でございます。

それと、あと先ほどお話がございました個々の生徒の対応、昔と違って私が考えてみるといろんな子ども、多種多様な子どもがおると、一律にこれやりなさいと言うたから、はいと言うてみんなが一斉に言う子どもが少なくなってきて、いろんな子にいろんな対応をしなければいけないというふうに解釈した訳ですけども、それらの子どもに対して今小学校で言いますと1人の教師がずっと見とる訳ですよ。それだけでも結構な負担になる

と思いますが、それらに対して加配であるとかというふうな措置をとられておると思いますが、今現在、どういうふうな加配のつけ方をしながら職員の負担軽減をしとるかというのを、ちょっとわかる範囲でいいから教えて頂きたいと思います。お願いします。

副議長（道法知江君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（九十九邦守君） 加配等の御質問でございます。

各学校から様々な生徒指導あるいは教育研究等も含めて、加配要望というものは県の教育委員会の方に毎年要望しているところでございます。また、常勤教諭のみならず非常勤講師を含めて様々な教育課題に対応したり、あるいは生徒指導に対応する非常勤講師等も県の方から措置を頂いているところでございます。

そういったところも含めて、あるいは市費の方の非常勤講師、そして介助員等も含めて、より多くの教職員で児童・生徒に関わっていくという体制をとっているとともに、個々の学級担任のみならず、様々な課題があったり、あるいは対応をすべきような児童・生徒に対してはプロジェクトチーム等をつくり、組織的に対応していき、一部の教職員に負担がかかったり、あるいは児童・生徒に対する効果的な指導ができなかったりすることがないように体制を作って取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

副議長（道法知江君） 4番，川本議員。

4番（川本 円君） ありがとうございます。

その取り組みが実際の現場に届くようにしっかりお願い、今後ともお願いしたいと思えます。

最後に、まず途中で言いました脱ゆとり教育が大分世の中にも浸透してきて、子どもたちにとっては課題が増えたり、やるが増えてきて大変な時期に入っております。ですが、今度は逆に教職員の皆様、教える側がまたゆとりがなければ、これは脱ゆとり教育も始まらないんじゃないかと私はかねがねから思っております。教育委員会におかれましても、冒頭言いましたように小中一貫校、それからいじめ問題、不登校、様々な問題を抱えておりますけれども、これからも献身的に御尽力頂いて、私ら議員も全面的に教育に関してはバックアップしていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

以上で質問を終わります。

副議長（道法知江君） 以上をもって川本円議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午後 0時58分 再開

〔議長交代〕

議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位5番、松本進議員の登壇を許します。

13番（松本 進君） 日本共産党の松本進です。

発言通告に従って一般質問を行います。

まず、第1番目には、豪雨・土砂災害の教訓と対策についてであります。

8月20日未明に発生した広島市土砂災害は、今朝の報道によりますと新たに1人の遺体が見つかり、死者が73人と報道され、行方不明1人の方が今全力で捜査されています。避難者を見ると、620人と報道されていました。亡くなられた方々の御冥福と被災者の皆さんにお見舞いを申し上げます。

1999年6月の広島豪雨・土砂災害を教訓に施行された土砂災害防止法は、土砂災害の恐れのある区域に対して危険の周知や警戒避難体制の整備、住宅の新規立地の抑制、危険な区域にある住宅の移転促進などのソフト対策を内容としています。

広島県砂防課によると、県内の土砂災害危険箇所は3万1,987カ所、うち警戒区域の指定は約1万2,000カ所、指定率は37.5%であります。対象事業の整備率は29.9%であります。

そこで、市長に質問します。

土砂災害防止法に基づく竹原市の危険箇所、急傾斜地、砂防、地すべり、それと指定区域、指定区域対象世帯、人口、土砂災害対策の整備状況、完成年度はいつになるでしょうか。また、急傾斜の人家10戸未満の危険箇所、その整備率、完成年度についてもお尋ねします。ソフト、住民への危険の周知、避難対策の整備、こういったソフト対策やハード対策はどのようになっていますか。お尋ねします。

次に、8月16日、8月17日の大雨で、竹原市中央1丁目のあいふる通り三差路から日本橋までの市道が冠水し、一部住宅の床が浸水しました。当日の雨量や排水ポンプの能力、雨水排水路の整備の現状はどのように把握されていますか。繰り返される浸水被害の根本原因はどこにありますか。その解決策、完成整備はいつになるのか、お尋ねします。

地域住民、関係者は繰り返される浸水被害に苦しんでおり、市の抜本的な雨水排水対策を強く求めています。

第2番目の質問項目は、新法と介護サービス、市の対策についてであります。

社会保障を大変質させる医療・介護総合法案が6月18日参議院本会議で自民党、公明党両党の賛成で可決強行されました。介護保険制度の根幹を壊し、憲法の社会保障制度を壊す暴挙だと指摘せざるを得ません。私は、昨年9月市議会でも国の介護保険外し等に対し、安心できる竹原市の介護施策を強く求めてきました。

そこで、市長に質問します。

新法の介護保険は、主に来年4月から実施をされます。要支援者の訪問、通所介護を保険給付から外して、市の地域支援事業に置き換えることとなりますが、現行の介護サービスは最低限維持すべきです。この具体的な対策はどのようになるのでしょうか。

次に、特別養護老人ホーム入所を要介護3以上に限定することになります。現行の介護施設入所サービスをどのように維持されますか。要介護3未満の施設入所待機者への施策はどのようになりますか。新制度後の入所者の要介護2以下に改善した人の退去を迫ることはないのでしょうか。

次は、一定所得者の利用料を2割に引き上げ、低収入の施設入所者の補助給付の縮小などの影響と現行介護サービスを維持する対策がどのようにとられますか。

最後に、私の一般質問No.3が。

議長（稲田雅士君） 松本議員に、注意申し上げます。

ただいまの発言は発言通告書にありませんので、発言を許可しません。自席に戻ってください。

13番（松本 進君） 以上でこの壇上での質問とさせていただきます。

議長（稲田雅士君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 松本議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の御質問についてであります。本市は面積の約7割が山林で占められ、全般的に急峻な山々に囲まれているという地形条件に加えて、地質は風化を受けやすい花崗岩などから構成されていることから、長雨や局地的な集中豪雨の影響により、崖崩れなどの土砂災害の発生が懸念されておるところであります。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる「土砂災

害防止法」は、土石流、崖崩れ、地すべり等の土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものであります。土砂災害警戒区域等の指定につきましては、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や土地の利用状況などを県が調査し、県知事が関係市町の意見を聞いた上で行うものであります。

具体的には、土砂災害のおそれのある区域を「警戒区域」、土砂等の崩壊により建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれのある区域を「特別警戒区域」として指定するものでございます。「警戒区域」等に指定されると、市町の役割として土砂災害から住民の生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図ることとされております。

また、「特別警戒区域」では、さらに土砂の崩壊等により想定される衝撃に対し、建物が安全であるか等の建築確認が必要になり、住宅分譲地や病院などの災害時要援護者関連施設の建築を行うなどの特定開発行為に対して許可が必要となっております。

本市の区域指定状況は、竹原町と下野町から基礎調査を実施し、平成26年6月30日現在、「警戒区域」876カ所、「特別警戒区域」811カ所を指定しており、今年度は小梨地域、吉名地区において区域指定の地元説明会を行ったところであり、引き続き早期に竹原全域の基礎調査、区域指定を完了するよう県と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

一方で、急傾斜地崩壊対策事業についての御質問についてであります。これはソフト対策である土砂災害防止法とは異なる急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、いわゆる「急傾斜地法」に基づくもので、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために危険区域を指定するなど必要措置を講じ、民生の安定と国土の保全を目的としたハード対策が中心となっているものであります。

急傾斜地崩壊危険区域の指定は、急傾斜地の高さが5メートル以上、人家が5戸以上あることが基準となっており、国の補助事業の実施に当たっては急傾斜地高さが10メートル以上、人家が10戸以上など一定の補助採択基準を満たしていることが条件となっております。

このうち人家10戸未満の危険箇所は、竹原市地域防災計画の附属資料の中で267カ所となっておりますが、先ほど申しました事業の採択基準要件等を踏まえ、関係機関と協

議しながら適切に対処してまいります。

次に、ハード対策である砂防ダムなどの整備につきましては、災害を未然に防止するためにこれまで仁賀ダムや本川排水機場などの防災施設の整備が行われてきました。今後も、引き続き砂防堰堤の設置や河川改修等の施設整備が計画的かつ着実に進められることが重要であると考えております。

事業主体であります県においては、「社会資本未来プラン」に位置づけられた優先順位に基づき整備を推進すると伺っております。

こうした防災施設の整備には、多くの時間と費用が必要であるというのが現状であり、土砂災害から住民の生命を守るための施設整備について、引き続き整備促進を県に働きかけるとともに、土砂災害防止法による警戒区域の指定のなど、ソフト対策と併せて総合的な土砂災害対策を関係機関と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

また、避難対策の整備等についての御質問ですが、本市では竹原市地域防災計画において避難対策計画をまとめ、この計画に基づき災害情報の伝達や避難が早くできるように関係機関と連携して警戒避難体制の整備に努めているところであります。

このような中、避難体制につきましては8月9日から10日にかけての台風11号においての状況を例に申し上げますと、台風の接近に伴い8月8日金曜日に15カ所の避難所開設準備を完了し、迅速に対応してまいりましたが、幸いにも大きな被害等もなく、結果として自主避難の申し出が2世帯2名あったことから、8月9日19時から翌朝6時まで避難所を1カ所開設したところであります。今後につきましても、避難所開設について迅速な対応ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

避難訓練の方法につきましては、住民自治組織や自治会、学校を単位とした各地域における自主防災訓練が消防署や消防団の指導、協力のもとに行われているところでありますが、救命、応急手当て、初期消火、水防訓練等に加え、より実践的な訓練として避難訓練を取り入れた防災訓練を実施する地域も増えている状況であり、これらの地域の実情に応じた各団体等が行う訓練等を通じて、市民一人一人が自らの防災意識を高めるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、竹原市中央1丁目の浸水被害の原因と対策についてであります。8月15日から17日までにかけての停滞前線による影響で、西日本から東日本において大雨となり、近畿地方では大きな被害が発生し、本市におきましても8月16日の午前7時半からの30分間に31ミリの降雨量を記録するとともに、8月22日は早朝から大気の状態が不安

定となり、午前8時10分からの20分間で34ミリの降雨量を記録しております。

今回、市内で大雨となった地域は、公共下水道事業により平成18年6月から中央第2雨水排水ポンプ場の運転を開始しており、排水面積約100ヘクタールを対象に時間44ミリの計画降雨強度に対応できる施設となっております。

一方で、市街地における都市化の進展により、雨水が地下に浸透する量が減るなど、土地の保水能力の低下が懸念される中、近年増加するゲリラ豪雨等による浸水被害が全国各地で発生しております。

今回の降雨は、短時間に局地的な大雨が降るという異常な現象であり、これにより一時的に水路の排水能力を超え、浸水被害が生じたものと考えられます。

市街地の雨水対策につきましては、公共下水道などの整備を進めているところではありますが、施設の能力を超えるような異常な気象現象について全てをハード整備で対応することには限界があることから、早期避難などのソフト対策を含め総合的な取り組みを今後も進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問についてであります。介護保険制度につきましては平成12年度に制度が創設されて以降、この間5期にわたり「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、高齢期の健康づくりや生きがいづくり、福祉介護サービスの充実など、施策の総合的、計画的な推進に努めてきたところでございます。

また、本年6月には地域における「医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が公布され、現在平成27年度から平成29年度までを計画期間とする第6期の新たな計画の策定に取り組んでいるところでございます。

新たな法律によりますと、介護保険制度の主な改正内容につきましては、予防給付のうち訪問・通所介護事業を地域支援事業へ移行すること、特別養護老人ホームへの入所者を原則として要介護3以上に限定すること、低所得者の軽減強化策を実施すること、一定以上の所得者の自己負担割合を2割に引き上げること、補足給付の支給について預貯金などを勘案することなどが上げられております。

このうち予防給付の訪問・通所介護事業を地域支援事業へ移行することに関しては、事業の見直しにより新たな介護予防・日常生活支援総合事業として平成29年度までに全ての市町村で実施することとされております。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢期を迎える平成37年を見据え、少子・高齢化が進行していく中、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくた

め、予防給付である訪問・通所介護について全国一律の基準に基づくサービスから地域の実情に応じて市町村が効果的かつ効率的に実施することができる新しい総合事業として移行することとされているものであります。

厚生労働省から示されているガイドラインによりますと、これまでのサービスをこれまでと同様の訪問・通所介護と多様なサービスの類型に分けて、既存の介護サービス事業によるサービス提供から住民が担い手として積極的に参加する支援までを活用し、高齢者の多様なニーズに応じていこうとするものであります。

現在、高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画を策定中であり、本市の実態を踏まえ、様々な地域資源を活用した取り組みを検討する中で、在宅においても必要なサービスが提供できるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、特別養護老人ホームへの入所者を原則として要介護3以上に限定することについては、新たな地域支援事業を展開する中で当該施設を真に在宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える機能に重点化を図るものであります。現に入所されている方は経過措置により、またやむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、要介護1または2の方でもあっても「特例入所」として特別養護老人ホームへの入所を認めることが国の指針の骨子案により示されております。

この骨子案の内容によりますと、入所に当たってはこれまでと同様、介護の必要の程度、「家族の状況」等の勘案すべき事項に照らし合わせ、入所申込者の状況等を十分に勘案した上で、各施設が「特例入所」の判断を行おうとする一方、その判断には入所判定の公正性を確保するとともに、地域の在宅介護サービス等の提供体制の状況を踏まえる必要があることから、その判定手続においては市町村の適切な関与が必要とされているところであります。

平成27年4月1日以降の要介護2以下の方の入所の取り扱いについては、今回の特例入所に関わる国の骨子案を踏まえ、本年度、県、市町、関係団体が共同で指針の見直しに取り組むこととされており、本市としましては引き続きこれらの動向を踏まえ、適宜適切に対応してまいりたいと考えております。

また、利用者の自己負担割合の引き上げにつきましては、平成27年8月以降、一定の所得がある第1号被保険者の自己負担割合を2割とするものであり、補足給付の支給については特別養護老人ホーム等の費用のうち食費、居住費の補助となる特定入所者介護サービス費の支給額について、配偶者の所得、預貯金等、非課税年金の3点から見直しを行う

こととされているものでございます。

これらの事項につきましては、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、現役世代の過度な負担を避けるとともに、高齢者世代内での負担の公平性、また食費や居住費を負担して在宅で生活する方との公平性や預貯金を保有し、負担能力が高いにも関わらず保険料を財源とした補足給付が行われる不公平感を是正する必要があることの観点から見直しを行うこととされているものであり、本市としましても法の趣旨にのっとり適切に対応してまいりたいと考えております。

議長（稲田雅士君） 13番，松本議員。

13番（松本 進君） 議長，なぜ，議員固有の質問権を侵害するんですか。私は，断じて許せませんよ。

議長（稲田雅士君） 冒頭でも注意いたしましたように，通告外発言ですので，制止をいたしました。

それでは，議員の皆さんに説明書類を配付いたしますので，そのままお待ちください。
暫時休憩します。

午後1時25分 休憩

午後1時29分 再開

議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

13番，松本議員。

13番（松本 進君） 私は，今の説明には納得いきません。

続いて，質問に入りたいと思います。

豪雨土砂災害の教訓と対策について，答弁漏れも数多くありますので，再質問に入りたいと思います。

今回の土砂災害，広島での大変な災害が起こっております。この土砂災害防止法ができた経過も先ほど壇上で述べました。こういった教訓を本当にやっぱり生かしていくことが大切だという観点から，私は質問をさせて頂きたいと思っております。

それで，土砂法に基づくことはソフト対策が中心になっておりますけれども，ここで再質問としてお尋ねしておきたいのは，忠海中町，旧忠海町の土砂災害危険箇所が県のホームページでも示されておりますけれども，この旧忠海町の土砂災害危険箇所があるにも関わらず，なぜこの警戒区域等の指定がされていないのか，このことについてお尋ねしたいし，またこの指定に至る指定には忠海町だけではありませんけれども，忠海町と市内全域の

指定には見通しとして何年ぐらいかかるのか。

それと、3点目には警戒区域のソフト対策についてお尋ねします。

具体的には、危険の周知の徹底ですね、この土砂災害に関わっての、危険の周知の徹底、例えば土砂災害ハザードマップ、こういったものを策定してこの警戒区域、特別警戒区域というのを危険のおそれということを周知徹底したり、いざというのは避難ということもありますけれども、そういった周知の徹底でこういった土砂災害ハザードマップの作成なり、このことについてお尋ねしたい。

それから、ソフト対策に係りますけれども、災害ごとの避難場所の指定や避難計画の見直しがやっぱり必要ではないかということで、今回広島市の土砂災害では避難をしたけれども、そこそのものが災害になって命を落とされております。ですから、私も竹原市の場合で見ると、竹原小学校ですね、あそこも避難場所になっているんじゃないかと推測しますが、もし違っていけば正してください。

竹原小学校が避難場所となっていて、ここを特別あるいは警戒区域の指定の範囲になってますよね。ですから、私はこういった今の観点から土砂災害の警戒区域になっている、あるいは特別警戒区域になっているところの避難場所は早急にやっぱり見直していく必要があるんじゃないかということについてどのようにお考えでしょうか。

それと、答弁漏れなんですけれども、マスコミで今回の同僚議員の質問も重複するかもわかりませんが、避難勧告の雨量設定基準ですよ。これだけ降ったら、降るということが予想されたら避難勧告、逃げてくださいよというような指示を出すということについて、その雨量の設定基準がマスコミでは竹原市の方がないというふうに報道されておりました。

これが、今なければ、やっぱり早急に作って、一つのこれだけ降る予想があった場合はすぐ避難、逃げてもらう、安全なところに逃げてもらう、避難するという一つの目安になるのではないかということで、この雨量設定基準が私はないというふうに報道されておりましたので、それはどういうふうに設定した方がいいと、一つのマニュアルと申しますか、設定しなくては行けないという立場からどのようにお考えなのかということの質問をちょっとソフト面でしておきたい。

議長（稲田雅士君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） まず、1点目の忠海中町の急傾斜地が危険箇所にもなってるにも関わらず、指定がされていないという御質問でございますが、2点目の忠海の地区の指

定がどれぐらいになるかという御質問でございます。

まず、竹原市の区域指定の状況でございますが、土砂災害防止法に基づく区域指定については、平成26年6月30日現在で警戒区域876カ所となっております。指定率といたしましては、約6割でございます。

残りにつきましては、平成26年度に高崎町、小梨町、福田町の西側、吉名町の中央、平成27年度に新庄、仁賀町、28年度に赤坂、福田町、忠海町を指定を予定をしております。

警戒区域の指定につきましては、広島県と連携する中で、平成28年度を完成を予定をいたしております。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） それでは、3点目からの御質問についてお答えをいたします。

まずは、警戒区域等の住民の皆さんへの周知ということでございますけれども、まず御質問にもありましたようにこれは全て現在策定しておりますハザードマップ等で全戸配布等させて頂いております。これをもとに周知をするということが1点と、また先ほどからお話にありますように、土砂災害危険区域につきましては広島県のホームページの方で随時更新されておるという状況で、先ほども御答弁ありましたように、平成28年度の完成ですけれども随時更新されていくという状況でございます。

このような状況を踏まえまして、住民自治組織等であるとかの自治会等の防災訓練であるとか、出前講座であるとか、そういった機会を捉えまして住民の皆さんの方に説明をさせて頂いておるという状況でございます。

4点目でございますが、避難区域の指定ということで、竹原小学校の例がございました。避難場所につきましては、住民の居住地周辺の生活環境が回復されるまでの生活の場となるため、市内公共施設を対象に一定の基準に基づき市内で33カ所設定させて頂いております。

ただし、全ての避難所が全ての災害に適合しているかという訳ではございません。それぞれハザードマップ等にも掲載いたしておりますけれども、それぞれ地震であるとか、土砂災害、高潮であるとか、洪水、こういったものにいかによどのような形で対応するかというものをお示しさせて頂いております。

避難所、いろいろ先ほど申しましたように33カ所ございますけれども、開設するに当

たりましては災害の種類であるとか、状況、それから立地条件、あと収容人数であるとか、避難所までの安全なルートの確保などを考慮しながら、施設そのものの安全性も確認した上で開設するという状況になっております。

今後におきましても、被害想定や避難経路等の課題などを考慮して、住民や関係機関との協議を進めながら効果的な避難場所の開設、運営に当たることといたしております。

あと5点目、避難勧告の際の雨量基準の設定ですが、これは恐らく昨日の新聞報道にあったことだと思います。報道にございますように、県内23市町のうち16市町につきまして基準雨量を設定しておるという状況で、当市におきましては御指摘のとおり設定をいたしておりません。これにつきましては、いろんな状況を、例えば土砂災害警戒情報であるとか、前兆現象等を総合的に勘案しながら、最終的な判断を下すというのが設定をしない市町の理由であるということで、本市においても例外ではございません。

いろんな設定しておる市町におきましても、いろんな事情があるとは思いますが、設定、新聞報道にもあるようですのであえて申しませんが、それぞれのいろんな判断基準があると思いますけれども、設定することがいいのか、あるいは設定しない方がいいのかも含めまして、これから調整を行っていくという状況になろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（稲田雅士君） 13番、松本議員。

13番（松本 進君） 竹原市内全域を含めての指定、調査して指定ということが忠海町は27年度ということで、全域的期には28年度にはできるというような御答弁ではなかったというふうに理解します。

それで、危険度の周知の徹底で、私はちょっと資料不足なり、勉強不足かも知れませんが、確認ということでさせてもらおうと、私は高潮とか豪雨とか、洪水ですかね、そういうマップは出来ているというのは承知してはるんですけども、今回の土砂災害の分ではそれがちょっと出来てないというふうに理解してたもんですから、それが出来たらさっき言ったハザードマップでやるよということで、もう一回確認を含めて、現在土砂災害についてもハザードマップがありますと、それに基づいて危険の周知徹底をしますということの確認をもう一回求めておきたい。

それから、是非避難勧告の雨量の設定というのは、これが全てだとは言いませんけれども、一つの研究することには値するのではないかなということで、是非いろいろ判断の中の早期に避難させるという判断でのこれは役立つのであれば、是非取り入れるような方向

でやっていく必要があるんじゃないか。

それから、避難場所の指定ということで、災害がいろいろありますから、その全てに適用したものではないということの答弁はありました。そこで、これは一点だけがちょっと確認するかどうかはちょっと別として、私が今一つの質問として今回土砂災害、竹小の場合の避難所になっている場合、なっていない場合、なっていない場合、竹小が避難所となっている場合に、この県のホームページでもこの土砂災害の特別指定区域あるいは警戒区域の中に竹小が入ってますよね、図面で見ると。

だから、私はここはせめて避けて、別のところが安全な避難場所になるんじゃないかということで、これも確認をしますけれども、土砂災害の分について、竹小が避難場所となっていた場合は、区域内に入っている訳ですから、この図面で見ると、指定区域と特別区域等に入っている訳ですから、そこはやっぱり避けたところが安全な場所になるんじゃないかということの見解を求めておきたいと思います。

議長（稲田雅士君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 3点御質問頂きました。

まず1点ですが、土砂災害危険区域に関するハザードマップでございしますが、これは完成いたしておりません。先ほど申しましたように、現在まだ県の調査であるとか、指定が完了しておりませんので、その調査が完了後にそれを取り入れたハザードマップを作成することになるかと思えます。

私が、先ほどの御答弁いたしましたのは、その経過ということで、ホームページの広島県のホームページの方に、順次指定されたところから更新されていくということで、経過の段階です。そういった形で理解して頂ければと思います。

2点目の雨量の設定の必要性、これにつきましては先ほどと重なりますけれども、この重要性、この県内16市町が取り入れているところに関しまして、大変注目しなければならぬと考えております。特に、このような災害が広島市内という大変身近なところで悲惨な災害になったということで、これは十分この現実を捉えて、これを機にいろんな基準があろうかと思うんですが、取り入れていくよう協議してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後、3つ目が竹原小学校が土砂災害危険区域ということになります。先ほどの繰り返しになりますけれども、高潮であるとか、そういったものも含めた上で指定をしております。したがって、土砂災害の危険があるからということで避難勧告を出す場合は、竹

原小学校につきましては避難所の対象とはいたしません。それ以外の災害、先ほど申しましたが高潮であるとか、そういったときには避難所として開設するようなことになろうかと思えます。よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 13番，松本議員。

13番（松本 進君） それでは、ハード面といいますか、ハード対策に関わって質問させて頂きたいというふうに思います。

壇上でも申し上げましたけれども、県の砂防課によると、2012年度末で危険箇所というのが約3万2,000カ所あって、それぞれ土石流の危険箇所とか、崖崩れ危険箇所、急傾斜地、崖崩れの危険箇所、地すべりの危険箇所ということは、それぞれ数値では載ってます。

これも答弁漏れなんですけど、竹原市では県としてはさっき言ったとおりです。土砂危険箇所が全体で9,964カ所ある、崖崩れでは2万1,943カ所あります。その整備率もちよっと低いんですけども、書いてあります。

それで、竹原市の場合はさっき急傾斜の分は確かにありましたけれども、土石流の危険箇所とか、崖崩れの急傾斜の危険箇所とか、地すべりはないと思うんですがそういう危険箇所、それぞれ答弁漏れですので、お答え願いたい。

議長（稲田雅士君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） ハード対策についての御質問でございますが、こちらは急傾斜地崩壊の危険の箇所については竹原市内324カ所ございます。また、土石流の危険溪流につきましては243カ所となっております。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 13番，松本議員。

13番（松本 進君） これ、県の大きな役割がある訳ですけども、たまたま我が党の県会議員が災害の20日の前日の県の議会で質問しています。土石流が発生する前日の質問です。

そこで、確かに整備率も物すごく低いんですけども、その必要な箇所、ハード対策が必要な箇所について約6,000カ所の県全体で残っているよということで、それで我が党の議員がじゃあ完了までどれだけかかるのかということで質問して、確かに昨日の質問についても広島砂防アクションプラン2014、これに基づいてやるんだということが答弁があったかと思うんですね。

それで、この県がやっける危険箇所の整備、たまたま先ほど申し上げた我が党の議員が災害の1日前の19日に質問して、砂防課長は何年かかるかという答弁で、約333年かかるんだという答弁をされている訳ですね。ですから、ちょっと本当に驚きですよ。これがやっぱり現実ですよ。

それで、確かに予算何かのことも経過も質問して、予算がやっぱりこの土砂法ができた当時の予算に比べて、2012年度ですかね、そのとき予算自体も3分の1に減ってるんですね、県の砂防事業の予算が。

一般会計の比率も、同じく相当比率が減っています。ですから、はっきり言って県が大きな仕事の役割を持っているんだけど、この予算自体が3分の1に減っている、一般会計で言う比率も低下しているという面からでは、私は市としてももう少し積極的に働きかけていく必要があるんじゃないかということで、見通しをもう一回繰り返しになりますけれども、先ほど竹原市の崖崩れの危険箇所あるいは土石流の危険箇所、地すべりはないと思うんですが、そういうことが指摘されました。

ここでハード対策、砂防ダムとか、急傾斜の崩壊対策とか、そういったハードの対策が必要です。ここの必要なところの箇所は、先ほど言った危険箇所の数値のとおりなのか、またこれを整備するためには一つの大まかな目安としてどれぐらいかかるのか、先ほど県の答弁を紹介しました。これでいいのかを含めて県のプランというのは、そういった現実です。

ですから、これをもう少しテンポ上げて県の方に要請して頂くということが私は独自に必要なと思うし、竹原市の現状を考えた場合は危険箇所が今言われたけれども、これを整備するためには一体何年かかるのかということも含めてちょっとお尋ねしときたい。

議長（稲田雅士君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） ハード対策についての御質問であります。ハード対策につきましては広島県におきまして砂防分野の整備計画であります広島砂防アクションプラン2014を本年度6月に策定をいたしまして、ハード対策とソフト対策が一体となって土砂災害防止対策を進めることとされております。

また、今後につきましても、それぞれの地域の防災に関する課題について、地域の皆様と一緒に防災の充実強化に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（稲田雅士君） 13番、松本議員。

13番（松本 進君） 大変残念なんですけど、県の正直には333年というよりは、まだいつになるのかさえもはっきりわかりませんよね。是非この点について、例えば市長の認識を聞いて、是非県の方がそういう今後進めるアクションプラン2014、こういったテンポでやった場合は何年6,000カ所、県内必要な箇所が県の砂防課長が答弁されて、これは整備するためには何年かかるのかというのは先ほど紹介したとおりです。

ですから、私は少なくとも予算が減っているとかという現状も話しました。ですから、少なくとも私は大枠としてこういった現状を少しでもテンポを速めて、市民の生命、財産を守るということが必要じゃないかなということについて、その県の取り組みはそういうふうにある、しかし竹原市はそれでいいのかなということをおは心配を持っているものですから、その点についての大枠の答弁といたしますか、お願いしたい。

議長（稲田雅士君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 松本議員から、いわゆる土砂災害についての御質問をいろいろ頂きましたけれども、今回の広島市の土砂災害というのは本当に未曾有のゲリラ豪雨によってもたらされた正に災害中の災害ということで、我々は大変厳しく認識をしているところでございます。

そういった中で、広島県は全国でもそういった災害の危険箇所、土砂崩れの危険箇所というのが最も多い県でございます。そういった中でも、本市も先ほど市長の答弁でもありましたように、全体の市域のうちの約75%が森林をなすと、急峻な山系をなすといった状況でございます。

そういう状況の中において、土砂災害防止法に関わっての危険箇所、それが即急傾斜地の崩壊防止対策のハード面につながるということではないということをおは御説明をいたしましたけれども、そういった状況の中で、現在ハード対策としては国土交通省による砂防事業、急傾斜事業、こういったものがございます。また、農林水産省においては治山のダムあるいは山腹のり面崩壊、あるいは小規模の崩壊防止事業とか、こういった様々なハード事業のメニューがございます。

そういったことを全てこの竹原市が今残されている危険な箇所、これらについては全て急傾斜事業で対応ということではなくて、いろんな様々な事業手法に基づいて整備をしていくということについては、これは今までと同様、引き続き市民の安全・安心に向けた対応ということで、それぞれの採択要件に合致した形の中で整備をしてまいりたいと考えております。

議長（稲田雅士君） 13番，松本議員。

13番（松本 進君） じゃあ，簡単に質問しますけども，先ほど課長答弁があった急傾斜に関わる質問なんですけども，竹原市では人家が10戸未満の危険箇所が267カ所あると，これは平成20年7月の資料に載っているよという説明なんですわ。

それで，一つはこの平成20年267カ所あって，今回全く6年間危険箇所の前進がないのかを一つの確認と，じゃあこの市民の生命，財産を守るために，どうしてもこのハード事業が不可欠だという面では，大ざっぱでいいですから，何年ぐらいかかるよというぐらいはちょっと説明してほしいんですわ。どうでしょうか。

議長（稲田雅士君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 今，急傾斜地の崩壊対策事業に特化した御質問としてお答えをさせていただきます。

急傾斜地崩壊対策事業というのは，法律に基づいた整備手法でございまして，その中で残された今の箇所についての整備スケジュールはどうかという御質問でございます。

整備スケジュールの中の最も重要なことは，緊急性，緊急度がどうだろうかということが一番だろうと思います。整備緊急度については，例えば人家あるいはこの土砂が崩れた場合の影響範囲，ここらがより多くのものに危害が及ぶおそれのあるといった経済効果，そして竹原市の地域防災計画を策定をいたしておりますけれども，その中で先ほど来申し上げておるように，基本的にはこういった災害に対してはソフト対策としてはより早くこの状況を知る中で避難をする，避難をする時には避難経路というのが必要でございます。そういった避難経路に係る崖地，こういったものについては優先度が高い，あるいは要援護者の施設がある場所，病院，そういった医療，福祉関係ですわ，ここらでそういった特殊な施設のある場合にはそこらあたりが優先度が高いというような判断の中で，より公共性の高いものから随時整備をしていくとこういってございまして，年度については控えさせていただきます。

議長（稲田雅士君） 13番，松本議員。

13番（松本 進君） 大変残念な答弁だと私は思うし，先ほどあえて言ったのは，人家10戸未満の危険箇所が267カ所ありますよと，これは平成20年7月の資料に載っておりますよと，だから私はこの6年間で1カ所でも，2カ所でも前進はしたのかということも質問しました。この答弁も頂けません。

私も，個別の分のこの急傾斜地では崩壊対策事業のことでは，2年前の6月に忠海中町

のAさんの例を挙げて質問しました。ここは、人家とか、いろいろさっき言った広い影響とか、いろいろ効果ということに入らないのかもしれませんが、やっぱりあえてもう一回言わせて頂くと、この人家の裏側は2年前に質問したときにも何年か前に崩れて、ちょっと本当に雨が降るたびに寝られないといえますか、どうしようかなという不安がやっぱりその当事者の方はある訳ですね。

ですから、そういった面で崩れたら直して頂いたという確かにあって、放っておけばいいかもしれませんが、その前にいろんな今回の教訓じゃないけれども、いろいろやっぱり雨のたびに崩れたりして、すぐ隣接してますから、山が隣接してますから危ないということの部分で、ですからこの何がやっぱり課題になっているのかなと、なぜこういったこと部分部分が人家が1戸、2戸は出来ないんかということについて、一つは市としての考えはこういう課題があるからなかなかやっぱり出来ないんだということを率直に聞かせてもらえませんか。

議長（稲田雅士君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 今回の松本議員の御質問にもございますように、広島県の豪雨土砂災害を教訓に施行された土砂災害防止法と書いてあります。その中で、土砂災害の危険な区域にある住宅の移転促進などの云々、あるいは危険の周知、警戒避難体制の整備、こういったソフト対策を内容とした土砂災害防止法についての御質問の中で、我々御答弁申し上げましたのは、そういった土砂災害の恐れのある区域について危険の周知、避難体制の整備、ここらあたりを住民協働の中で安全・安心に向けた取り組みを行っていきたいというのが我々の考え方、そして急傾斜というのは全く部屋の違うお話をされてますので、その急傾斜の10戸未満ということでございますけれども、法律上は10戸以上の傾斜角が30度以上、そして経済効果として先ほど私が答弁申し上げましたる経済効果が必要であります。

そういった中で、1戸2戸云々というような話もございますけれども、これは相対的に急傾斜地法の整備に基づく採択基準、どうしてもこれが最優先をされるということでございますので、その点、御理解を頂きたい。

議長（稲田雅士君） 13番、松本議員。

13番（松本 進君） あえて、土砂法のソフト対策というのはわかるんですけども、あえて県などがまとめた統計で、そのソフト対策を同時にさっき言ったハード、急傾斜を防ぐ防災のハードの面の整備率をあえて紹介しました。

ですから、やっぱりこのハードとソフトが相まって市民の生命、財産を守るということはこれは大きな関わりがある訳ですから、畑違いの質問というような認識はちょっといかがかないというように私は指摘せざるを得ません。

それで、是非こういったハード対策も、急傾斜が特に竹原市の場合は大きな切実な課題だし、市民の生命、財産を守るというのはソフト対策では極めて不十分だということで、緊急には確かに逃げるとか、避難するとかというのは大切なんだけど、この生命、財産を守るという観点からもそういったところに力を入れて、県の方にもこういう現実がある訳ですから、こういったことはやっぱり是非早急な予算の増額とかを含めた対策が要るのではないかというふうに指摘したいというふうに思います。

それから、この豪雨との関係で、あえて私はこの中央1丁目の道路の冠水あるいは地域の浸水被害のことをあえて取り上げてきました。私が一番気になる点を再質問させていただきますのは、今回の雨量のことも書いてあります。そして、私はこの中央1丁目の市道の冠水なり、近隣の住宅の浸水、この原因はどこにあるのかということで、答弁書を見ると、施設の能力を超えるような異常気象だと、これ全てをハード整備するのは限界があるということで、今回の2日間にわたる被害の実態を取り上げてきましたのは、私は今回、確かに雨が降ったのは降ったんだけど、そこだけが原因じゃないんじゃないかということで、あえて再質問に入りたいというふうに思います。

まず端的に聞きたいのは、この市道の雨水と申しますか、ここは全て中央第2ポンプ場に排水されるのでしょうか。

議長（稲田雅士君） 上下水道課長。

上下水道課長（沖谷秀一君） 御質問にお答えいたします。

中央1丁目地帯につきましては、昭和38年に都市計画決定し、都市下水路事業として昭和48年まで事業を実施した区域でございまして、この区域につきましては整備完了区域として中央第2雨水排水ポンプ場に流入する区域と位置づけられております。

議長（稲田雅士君） 13番，松本議員。

13番（松本 進君） 1つは、平成18年に稼働した、公共下水道事業での排水ポンプを稼働したということで、確かにこのあいふる通りの方は以前はこのころは降って浸かってたんだけど、今回の件ですね、浸水被害がなかったと、大変よかったというのは喜んでおられました、あいふる通りの方は。

それと、私が言いたいのはそこのあいふる通りにすぐ隣接するといいますが、この市道

の件ですよ。だから、そのことを聞いて、確かに平成18年以前は同じように冠水したり、浸水したりというのがあったということで、平成18年に下水道の排水対策でポンプが稼働して、そのあいふるがやっぱりよくなったということは、大変に私はいいことだし、喜んでおられます、そのことも率直に伝えたいと思うんですね。

そこで見ていて、その隣のすぐところに三差路から日本橋までの間が浸かる訳ですから、だからその浸かったところが今回だけではないよと、以前にもこの梅雨の時期にも豪雨という状況じゃなくても、すぐ水がたまって、床下に入るところもありましたということは率直に言われました。

ですから、一つは先ほど都市下水のことも言われましたけれども、確認しておきたいのは、あそこの地域の住民の方が言われるのは、昔は市道の下に都市下水が整備されて、下水路が整備されて、本川の方に流していったということが言われました。

しかし、本川の方から三差路のオリオンの方を見ると、もう弓なりにあそこは沈下しております。だから、この昔つくったこの下水路管といいますか、排水路は機能しているのかなと、確かに昔つくった分の本川に流れるところの橋の下にはふたが、弁があります。大きなふたがあって、ああ、昔ここ流れてたんだなということはわかりますね。

しかし、昔はだから地域住民の方は、もう一つには昔は本川に流れて排水していたということを聞きました。

しかし、私が言ったのは、じゃあ今この地下に埋設されている排水路、これはもう全然役目を果たしてないというふうに理解していいんですか。

議長（稲田雅士君） 答弁願います。

上下水道課長。

上下水道課長（沖谷秀一君） 昭和38年都市計画云々の都市下水路事業で布設した管渠につきましては、公共下水道事業として事業認可区域内におきましては包含し、公共下水道事業という位置づけでなっております。その引き継いだ施設については、下水路台帳等がありますが、現況については調査がまだされていないところもございますので、今後そういった浸水のあった箇所につきましては再調査し、施設が機能しておるかどうかも含めまして検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（稲田雅士君） 13番、松本議員。

13番（松本 進君） それと、もう一つは先ほどあいふる通りと隣接することの関係ですけれども、平成18年に雨水ポンプができて、第2中央ポンプへ流すようになって浸水

被害がなかったということと、そのすぐ隣の市道ですよ、ここはどう考えたらいいんですか。

私は、先ほど言ったような今の市道のところも、あいふるのところも、第2ポンプ場に流れるようになっておる訳でしょう。だから、あいふるのところは今回よかって、そのすぐ近くのところは悪いというのは、何か私は素人考えで見て、何か課題があるんじゃないかなと、これは全くないんですか。

議長（稲田雅士君） 上下水道課長。

上下水道課長（沖谷秀一君） そういった箇所につきましては、今回目視等により調査を行っており、管はつながっているという状況は確認をしておりますが、勾配等の能力、排水能力等の調査については今後調査をし、全てをハード対策で対応することは困難ということもございますけども、今ある現況の施設を有効に活用しながら対策を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（稲田雅士君） 13番、松本議員。

13番（松本 進君） 是非、やっぱりこういう現況を調査して、今ある施設が本当に機能が十分果たされているのかということの調査は極めてこれから調査を是非やってもらいたいんだけど、だからあいふるがよかって、その市道が流れが悪い、浸水する、ここには問題がやっぱりありますよね、そこに流れるあれがね。

ですから、そこは是非調査をして、抜本的な対策をとる必要があると、それと緊急にはすぐ今日明日できる問題ではないかもしれませんが、緊急ではこの間どうしたかというところ、そこに消防のポンプを持って排水したんですね。ですから、消防ポンプがすぐ消防車が来て、そのポンプで排水しました。

ですから、そういったポンプを毎回持ってくるんがいいんかは別として、やっぱり緊急な打つ手はあると思うんですね。だから、簡易のポンプでもそういう注意報とか、そういう大雨のおそれがあるということがさっきの避難の関わりもでしょうけども、そういう豪雨なり大雨が予測された場合は、即そういう簡易ポンプなり、そしてその簡易ポンプで1個2個ぐらいやればやっぱり違うということもありましたけれども、そういった対策をとる必要があるんじゃないかについてはどうですか。

議長（稲田雅士君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） 道路の維持管理の面でも、冠水した状況では一時通行止めという状況でありましたので、今後そういう対策がとれる箇所については対策をとっていき

いと考えております。

以上です。

議長（稲田雅士君） 13番，松本議員。

13番（松本 進君） 是非，緊急対策はそういった対応をしてもらいたいし，抜本対策はちょっと調査も要るんでしょうけれども，そういった即対応して頂いて，抜本対策まで含めて，浸水被害が起こらないような対策を是非とって頂く必要があると，そうしないとそこに住む人は，そこにずっと住んでおられる人は，浸かるたびに悲鳴の声といいますか，何とかしてほしいという声を上げられております。そしてまた，新たにそこに来た人何かはそこに住めないからよそに出るといふことも心配される訳ですね。

是非，そういう面では安心・安全，暮らしやすいまちづくりという面でも早急に対応する必要のあるということを指摘しておきたいと思います。

それから，次の介護サービスに関わって質問に移ります。

要点は，来年4月から新しい介護医療，保険，新しい法律というのができまして，主な医療もありますけど，私が今日したのは介護の分野での具体的な質問をして，前回は議会で質問をさせてもらってます。私のやっぱり知った人何かも，この要支援2ですけれども，このサービスを使ってデイサービスに行ったり，訪問介護を受けたりということ，こういった介護要支援2の方のサービスというのがその人の健康も維持してるし，生きがいといいますか，家に閉じこもるんじゃなくてよそに出て，いろんな人と話をするという交流の場にもなって，週2回のデイサービスをやっております。

ですから，そもそもこの介護保険ができた発端というのが，家族での介護ということから社会的な社会で支えるといいますか，介護を支えるということが一番趣旨になってこれはつくられた訳ですから，そのサービスが私はやっぱり今回大幅に変えようとしているということに対しては，大変やっぱり心配してます。

ですから，もう一回ここで端的な言い方といいますのは，確認しておきたいのは，今度の新しい法律で要支援1，2の方のデイサービスなり，訪問介護ですね，これが介護保険から外されるという言い方が私は指摘してるんですけども，介護保険ではなくなって，地域で行う事業に任せるよということになります。

ですから，具体的に私は以前のときは対象者がどれだけおって，従来と同じようなサービスを維持するんだなということも質問しました。ですから，今回も確認しておきたいのは，そういった保険，介護保険から外れて，地域の竹原市の事業に移行されるということ

になれば、竹原市に大きな責任があるし、負担もかかってくるのは事実だと思います。

ですから、少なくとも現在の保険でやっているような要支援1、2のサービスですね、これをやっぱり維持できると、細かいことはいろいろあるでしょうけども、維持できるというふうに考えていいんでしょうか。

それと、一つは財源の補填ですよ。それと、あとは人の問題ですよ。国が考えているのは、人は地域のボランティアで支えてもらいなさいということで、具体的には竹原市の場合はボランティアの確保はできている、大丈夫よと、だから今のサービスの質は、内容は変えることはありませんということのように理解していいんですね。そのことをもうちょっと要支援の関係では聞いておきたい。

議長（稲田雅士君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） お答えいたします。

御質問にありましたように、予防給付のうちの訪問通所介護事業をこのたび地域支援事業へ移行するという事に関する御質問でございます。

冒頭、市長御答弁申し上げましたが、団塊の世代が75歳以上の後期高齢期を迎える平成37年を見据え、少子・高齢化が進行していく中、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、今回全国一律の基準に基づくサービスから地域の実情に応じて市町村が効果的かつ効率的に実施するということから、新しい総合事業としていこうということでございます。予防給付から市町村事業へ移行というものでございます。

御質問にありますように、訪問介護、通所介護、こちら現行でございますが、移行しました際は、当然ですが現行相当のサービスとともに多様なサービスということで、国のガイドライン等でも示されております。まず、現行相当の訪問介護といたしましては、訪問介護員による身体介護、また生活援助、多様なサービスといたしましては緩和した基準によります生活の援助等、住民主体の生活援助等、また保健師等による居宅での相談、指導等、移送前後の生活支援、移動支援の事になりますのがこちら、また通所型のサービスとしますと現行相当といたしますと通所介護同様のサービス、生活機能向上のための機能訓練、多様なサービスといたしまして緩和した基準によるミニデイサービス等、住民主体による体操などの通いの場、また生活機能改善のための運動機能向上等が掲げられております。

また、議員の御質問ありましたが、財源等の問題もでございます。財源構成につきまして

は、従来どおり国，県，市，保険料で構成ということになっております。財源確保につきましては、従来から市長会等にも重点的な要望として要望しておることもございますので、その確保につきましては今後につきましても引き続き要望はしてまいりたいと考えております。

3点目の人的な問題でございます。

今回のサービスにつきましては、事業者はもとより住民，NPOとか，ボランティアとか，そういった活用ということもございます。制度につきましては、平成29年度までに全ての市町村で実施ということがございまして、27年4月からの施行というものではございませんが、今ある様々な地域資源を活用した取り組みということもございますので、その点も含めまして十分検討した上で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 13番，松本議員。

13番（松本 進君） 大枠でちょっと今聞いてあれなんですけど、財源的にはそれじゃあ心配ないという、従来と変わらないということなんですかね。ちょっと私もそこは一番心配なことの一つです。

それと、もう一つ要するに今度はサービスの担い手ですよ。だから、今は介護保険でやっているけども、今度は地域になった場合、従来と同じような人と同じサービスでやろうと思ったら大変ですよ、やっぱり。ですから、いろいろ言葉で言い方はあるんだけども、ボランティアの活用とかやってるけども、だからその一つは来年4月1日から即ぱつと行くんじゃないか知らないけれども、じゃあ2年間の大枠の見通し、今竹原市も第6期の事業計画をつくってるんだろうけども、大枠の見通しとしてはこの事業が竹原市に移ったとしても、ボランティアを含めた人的な確保の見通しはあるというふうに理解していいんでしょうかね。

議長（稲田雅士君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 先ほどお答えしましたように、様々な地域資源を活用ということから、現在ある団体とかNPO，各種団体等が市内にはございますので、その点を踏まえました活用という点では今後平成29年度までの実施には取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 13番，松本議員。

13番（松本 進君） あと、この負担の割合も一定所得者の負担割合が1割から2割へということも導入されようとしています。具体的に、竹原市ではこういう一定所得者がどれぐらいになるかというのがわかれば明らかにしてもらいたいのと、そのこういった対象者は竹原市はどのくらいおられるのかということと、負担の軽減策なり、竹原市独自としての負担軽減の施策は考えておられますか。

それと、4点目は低収入の施設入所の補助給付、これについても対象者と軽減施策というのが私は必要ではないかというふうに思いますので、その低所得者の基準といいますか、どういった方の何人おられるよということと、軽減施策についてもお尋ねしておきたい。

議長（稲田雅士君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 一定の所得の該当するというところで、対象者につきましては現在のところちょっと把握はいたしておりませんと申しますのも、今回の改正内容が所得の状況等が該当要件となっておりますことから、国の方の施行時期が平成27年8月、これは所得の確定時期等を踏まえた調査を適切に行わなければならないということからということでございますので、現在のところ対象を把握いたしておりません。

それで、このたび利用料の1割から2割の改正ということでございます。こちらにつきましては、一定の所得がある方の利用者の負担の見直しというものでございます。利用者の負担につきましては、平成12年の介護保険制度の創設以来、所得に関わらず負担割合を1割としておりまして、高額介護サービス費の負担限度額も据え置いてまいりました。

なお、この間、高齢者の医療制度では順次引き上げが行われていたという状況がございます。

一方で、高齢化のさらなる進行に伴いまして、今後さらに介護費用の増加が見込まれる中、制度の持続可能性を高めることが必要であると考えられてきたところでございます。このことから、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、現役世代の方の負担を下げるとともに、高齢世代内での負担の公平化を図っていくためには65歳以上の保険者のうち一定以上の所得がある方の利用者負担を2割とすることが必要であることから、一定以上の所得がある第1号被保険者の利用者負担を2割に引き上げることとされているものでございます。

なお、2割負担となりますのは、基準以上の所得を有する本人のみとされており、同一世帯にほかに介護サービスを利用する方がいても、その方自身の所得が基準以上でなければ

ば、その方は2割負担とはならないというものでございます。

一定以上の所得である2割とする所得の水準につきましては、65歳以上の被保険者の方のうちこちらが合計所得金額160万円以上を基本というものでございます。

先ほど対象者の話でも申しましたが、こちらの施行時期につきましては前年の所得の確定時期等を踏まえまして、平成27年8月とされておるというものでございます。

あと一点、補足給付ということがございました。施設入所の補助給付ということでございますが、こちら補足給付につきましては平成17年から特別養護老人ホーム等の費用のうち本人の自己負担が原則となっております食費、居住費につきまして、住民税非課税世帯の方、こちらの利用者の申請に基づきまして食費、居住費を補助する特定入所者介護サービス費を支給するというものでございます。

今回の見直しの経緯につきましては、こちらのサービス費が本来の給付と異なった福祉的な性格や経過的な性格を持っておることから、食費や居住費を負担して在宅で生活する方との公平性を図る必要があること、また預貯金等を保有し、負担能力が高いにも関わらず、保険料を財源とした補足給付が行われるという不公平感を是正する必要があるといった観点から、3点の見直しを実施することとされているものであります。

3点ございますが、1つが配偶者の所得の勘案、また預貯金等の勘案、非課税年金の勘案というものでございます。施行時期につきましては、やはり所得の確認時期を踏まえまして、平成27年8月となっておりますが、非課税年金の勘案につきましては年金に関する情報提供の仕組みを構築する必要があるということから、システム改修等の関係から平成28年8月を施行時期と、非課税時期の勘案につきましては平成28年8月を施行時期とすることとされております。

本市としましては、先ほど議員の方から軽減策等の話もございましたが、適時適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 13番、松本議員。

13番（松本 進君） 新しい介護保険法といいますか、来年4月1日からなって、私はやっぱり今の利用されてる方、あとは家族の方々にも不安とか、そういうことがあってはならないと思うんですね。

ですから、あえて私は今の利用者のこの80何歳の方ですけれども、このサービス利用者の方が本当に外に出る機会のデイサービス、やっぱり自宅へのいろいろな訪問サービス

ということで、生きがいを持ってこの介護サービスの役割というのは本当に重要だなというふうにつくづく感じています。ですから、さっきいろいろな負担の問題とか、特養入所の問題もいろいろあるんですけども、是非やっぱりこういった本来の介護サービス保険法ができた趣旨というのは、やっぱり社会的な介護で支えるんだという面から家族の介護の負担を少しでも減らしたりとか、社会進出とか、いろんなやっぱりあるんでしょうけれども、そういった少なくとも今の利用者なり、家族の方々に不安とこういう心配といいますか、それを与えることがないように、安心できるような介護サービスの取り組みということだけは強調して指摘しておきたいということで、質問を終わりたいと思います。

議長（稲田雅士君） 以上をもちまして松本進議員の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終結いたします。

議事の都合により、明9月11日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後2時28分 散会